

ロシア知的財産権ニュースレター

2016 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2016 年度内に 2 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2016 年 3 月～2016 年 5 月分)

並行輸入

並行輸入関連事案における権利者の主な要求は、関税同盟(ロシア、キルギス、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア)域内に並行輸入された商品の押収、処分にある。しかし実際には、当該商品が保税倉庫に保管されている際に差し止めによる救済を裁判所が命じなければ、押収、処分判決を執行させることは難しくなる。

裁判所が差し止めによる救済を拒否するか、係争中にそれを取り消した場合、ほとんどのケースで権利者は、当該商品の押収、処分要求を取り下げる(例、事件番号 A40-199539/2015 号)。

通常、同様の事案について、裁判所はほとんどのケースで権利者の要求を支持する形で差し止めによる救済を命じる(例、事件番号第 A40-61009/2016 号、第 A40-216988/2015 号、第 A40-233944/2015 号、第 A40-251977/2015 号)。一部のケースにおいては、差し止めによる救済の条件として、権利者が裁判所に逆担保として保証金を差し入れ、独立した保証を設定することが求められる(例、事件番号 A40-65047/2015 号参照)。

商標

知的財産裁判所(第一審)は5月6日、権利者の「現代自動車(Hyundai Motor Company)(被告)」に対する並行輸入業者「有限会社

AVTologistika(原告)」の要求を支持する判決を下した(事件番号 SIP-614/2015 号)。要求の内容は、権利者(被告)の商標不使用を理由に、被告の商標の一部で、商品およびサービス国際分類の第 12 類(自動車部品)に該当する商標について、法的保護を早期終了させることにあった。

知的財産裁判所は、被告が当該商標をロシア国内で商品およびサービス国際分類の第 12 類に従って使用していた事実は立証されていないとした。知的財産裁判所は被告の提示した書類、具体的には税関申告書、貨物出荷通知書、税務インボイスなどを注意深く検討した。その結果、商標登録番号第 108813 号(HMC HYUNDAI)、第 151190 号(HYUNDAI COUPE)、第 167883 号(HYUNDAI H-1)に関する商標の法的保護は、第 12 類の商品に関するものとして早期終了するとの判決を下した。この内容は第 2 部(p.5～)で詳細を考察する。

特許

1)「Essen Production AG(原告)」が、「Kazansky Zhirovoy Combinat(被告)」によるマヨネーズの発明について、同発明が「進歩性」「非自明性」の要件を満たしていないことを理由に、当該発明に対する特許を無効にすることを要求した。

2013 年から継続した審理の結果、特許の有

効性が認められる結果となった。最高裁判所は5月30日、当該発明(マヨネーズ)の基本的性質が従来から知られていたと認めながらも、それらの性質が新規商品の特徴を決定づけた程度は特定されていないことから、当該特許に進歩性を認めない理由はないとの判決を下した(事件番号第 SIP-1070/2014 号)。

2)「国家軍事・特殊・二重用途知的財産権管理局(軍事用の知的財産権の法的保護を担当する国家機関)(原告)」は、国営企業「Uralsky Zavod Transportnogo Mashinostroenija(ウラル輸送機械工場)(被告)」に対し、製品輸出に際して、ロシア連邦の所有する知的活動の成果に対するライセンス料の支払いを要求した。

最高裁判所は5月16日、知的財産裁判所(破毀審)を含めた下級裁判所の判決を取り消し、再審理を命じる判決を下した(事件番号第 A40-36331/2014 号)。

本件において、原告は被告に対して、ロシア連邦の所有する知的活動の成果(国防分野での国家調達実施の際に使用された発明)を利用する権利の譲渡契約に基づくライセンス料の支払いを要求した。これに対して被告は、ライセンス料の金額を規定するライセンス契約の条項の無効化を求める訴訟を提起した。

知的財産裁判所の活動

商事訴訟法第16条、第55.1条に基づき、特別商事裁判所(知的財産裁判所)における説明、相談、意見の問合せ受理手続の改善について、一連の措置が講じられた。

4月26日、世界知的所有権機関(WIPO)後援の下で開催された第9回国際フォーラム『21世紀の知的財産』に際して、知的財産裁判所の全体会議が開催された。その中で、リュドミラ・ノボシロワ知的財産裁判所長官から、知的財産権保護について報告が行われた。

報告の中で、同長官は知的活動の成果の

相続や独占的権利の発生・終了時点に関する矛盾など、知的財産権の法的規制の諸問題を取り上げた。また、同裁判所の活動として、連邦知的財産局(ロスパテント)と共同で、一部のケースに必要とされる専門家による助言制度を創設すること、判例分析、訴訟相手の和解に向けた裁判所の努力について言及した。

4月29日、第9回国際フォーラム『21世紀の知的財産』の最終イベントとして、「知的財産権保護に関する判例実務の最新動向」をテーマとする会議が開催された。知的財産裁判所、ロスパテント、ロシア連邦商工会議所共催の同会議に続いて、知的財産裁判所付属研究顧問委員会(リサーチ・アドバイザーボード)の公開会議が開催され、ロスパテントの立場を考慮する形で、特許出願書類を修正する権利を行使する際に発生する手続的問題に関して議論が行われた。

税関による知的財産権保護

現在、関税同盟加盟国間で統一の知的財産権登録簿への登録制度(統一税関登録簿)の創設に向けた作業が継続されているが、同登録簿の運用開始時期については目途が立っていない状況である。

税関当局が依然として並行輸入を抑制し、模倣品の輸入を取り締まる上で重要な役割を果たしている。税関は模倣品の輸入に関して、行政違反法第14.10項(商品、役務およびサービスの識別手段の不正使用)に基づき行政手続を開始する権利を有する。

4月25日、連邦税関局は、2016年第一四半期に前年1年間の摘発点数の73.5%に相当する1,330万点の模倣品を摘発したと報告した。商品、役務およびサービスの識別手段の不正使用(商標権侵害)に関連し、212件の行政違反が起訴された。連邦税関局によると、衣類や靴、アルコール製品、ミネラルウォーター、ジュース、自動車部品の権利侵害品が多い状況である。

インターネット上の知的財産権侵害対策

1) 2006年7月27日付連邦法第149-FZ号「情報、情報技術および情報保護について」(改訂版)に基づき、著作権および著作隣接権の侵害を伴う情報発信の制限を目的として、ロシアで人気のあるファイル共有(トレント)サイトへのアクセス制限など一連の措置が実施されている。

3月3日付のモスクワ市裁判所の判決に基づき、国内で最も人気があったトレントサイト <http://www.nnm-club.me> へのアクセスが永久にブロックされた(事件番号第3-227/2016号)。以前には、ロシア全土においてブロックされた RuTracker.org の事例もある。

2) 3月17日、第13商事控訴裁判所(第二審)は、「Universal Music(原告)」のロシアのソーシャルネットワーク(SNS)「VKontakte(www.vk.com)(被告)」に対する要求を退ける判決を下した(事件番号第A56-79305/2014号)。原告は被告に対して、SNSで配信されている海賊版の音楽コンテンツの削除を求めると共に損害賠償として1,560万ルーブルを請求していた。さらに原告は、SNSへの海賊版アップロードの予防措置導入を要求していた。第二審裁判所は、被告が善意で情報仲介者を務めているとの判断から、原告の主張を退けた。

反独占局による知的財産権保護

Google Inc.(原告)は連邦反独占局(被告)に対し、原告の活動が連邦法「競争保護について」に違反しているとした被告の決定および指示の無効化を要求した。3月15日、モスクワ市商事裁判所(第一審)は原告の請求を退けた(事件番号第A40-240628/2015号)。被告は前述の決定などにおいて、原告がGoogle Playを製品にインストールしたいメーカーに対してGoogleの競合相手のアプリケーションのプレインストールを禁止してはならないこと、並

びに原告がGoogle Playを利用するユーザーに対してモバイルデバイスのメインスクリーンにGoogleをデフォルト設定としてインストールすることを要求してはならないとしていた。

本件について、8月19日に第9商事控訴裁判所(第二審)での審理が予定されている。

法令の新規制定、改正等

1) 5月27日、法案の作成状況、パブリックコメントの結果の掲載を目的とした連邦ポータルサイト(<http://regulation.gov.ru/#>)で、一部の外国製ラジオ電子機器の国家・地方自治体調達へのアクセス条件に関する政府決定案が公表された。同政府決定案は、基本的にソフトウェアの国家・地方自治体調達に対して導入された制限に沿った内容となっている。同政府決定案は、外国製品の国家調達の要件を規定するほか、ロシア製と認定されるための要件を設定する。国家調達について制限が設けられる外国製品のリストも含まれる。政府決定案の検討は継続中である。

2) 2016年3月2日付連邦法第47-FZ号により商事訴訟法の改正が行われた。訴訟を提起する前に相手方に対するクレーム(要求)を義務付ける手続に関する今回の改正は、2016年7月1日に発効する。7月1日以降は、商事訴訟法第4条第5項に基づき、訴訟を提起する場合は、クレーム(要求)実施日から30暦日が経過した時点から可能となる(ただし、法律あるいは契約によって異なる条件が設定されている場合はその限りでない)。当該条件は商事裁判所が扱う知的財産権関連の案件にも例外なく当てはまる。現在、知的財産権関連のその他の紛争について、商標の法的保護の早期終了(商標の不使用取消し請求)に関するものを含め、提訴前の義務的クレーム(要求)手続を導入する法案が

検討されている。

- 3) 2016年4月5日付経済発展省命令第210号(2016年7月18日発効)は、ロス
パテントによるソフトウェア、データベース
の国家登録および登録証明書の発行手
続きについて規定している。

[http://www.rupto.ru/docs/regulations/
pr_minek_210](http://www.rupto.ru/docs/regulations/pr_minek_210)

- 4) 2016年4月5日付経済発展省命令第
211号(2016年7月18日発効)は、ソフト

ウェア、データベースの国家登録申請書
の作成に関する要件を規定している。

[http://www.rupto.ru/docs/regulations/
pr_minek_211](http://www.rupto.ru/docs/regulations/pr_minek_211)

- 5) 2016年5月25日付経済発展省命令第
316号(2016年8月12日発効)は、発明
の国家登録に関する審査手続きについて
規定している。

[http://www.rupto.ru/docs/regulations/
pr_minek_316](http://www.rupto.ru/docs/regulations/pr_minek_316)

2. 今回の話題①: 商標権を巡る論争～「現代自動車」対「有限会社 AVTOlogistika」～
(事件番号第 SIP-614/2015 号)

事件番号第 SIP-614/2015 号における知的財産裁判所(第一審)の判決(2016年5月6日付)について詳細に論じていく。並行輸入業者「有限会社 AVTOlogistika」(原告)が「現代自動車」(被告)を相手に提起した商標不使用取り消しに関する訴訟についての判決である。

本判決における法的な立場は、知的財産裁判所の本件以降の判決にも反映されており、ロシアに自社、あるいは仲介者経由で製品を輸入する企業や自動車メーカーの中で並行輸入対策に取り組んでいる企業にとっては一定の重要性を持つ判例と言える。

ロシア国内で生産する自動車メーカーの多くは、海外からロシアに様々な自動車部品を輸入している。このような状況の中、自動車メーカーは輸入部品を管理すべく、並行輸入業者に対して多数の訴訟を提起することによって対策を講じているケースもある。他方、並行輸入業者が頻繁に活用する方法の一つは、権利者を相手にとって訴訟を提起し、当該権利者の商標の法的保護の早期終了(商標の不使用取消し)を要求することである。

今回訴訟を提起した「有限会社 AVTOlogistika」は、ロシアでは有名な自動車部品の並行輸入業者である。訴訟の中で原告は被告を相手にとって、商品およびサービス国際分類の第12類(乗用車、トラック、バスを含む自動車用部品およびパーツ)として登録されている商標で、商標登録番号第108813号(HMC HYUNDAI)、第151190号(HYUNDAI COUPE)、および第167883号(HYUNDAI H-1)に基づく商標の法的保護を早期終了することを要求した。

民法第1486条第1項に従い、その識別のために商標が登録された商品の全部若しくは一部について、国家登録以降の連続する3年の間に商標が使用されなかったことを理由に商標の法的保護を早期終了させることができる。不使用による商標の法的保護の早期終了の要求の提出は、上記の3年が経過後、当該要求の提出日を含めて商標が使用されていなかったことを条件に、関係者によって商事裁判所に対して行うことができる。

今回の案件を審理するにあたって、知的財産裁判所(第一審)は以下の法的な立場について言及した。

1. 裁判所は、原告の行為が権利侵害に該当するとする被告の主張を認めない一方で、もし権利者(被告)が商標を使用している場合は、当該不使用取消し要求は認められないものだったとした。同時に、権利者がロシア国内でその製品を識別するために商標を使用せず、並行輸入業者対策の手段としてのみ商標を使用しているときは、第三者が何ら制限なくロシア域内に商品を持ち込んでもよいとの見解を示した。
2. 裁判所は、「市場に流通させる」ことは民法上、権利者かライセンス保有者、もしくは両者が共同で実施するあらゆる行為もしくはその行為の累積で、商標が付された当該商品を第三者向け

に販売する行為を意味するとの見解を示した。裁判所は被告の主張を検討した上で、案件の証拠から見て、当該商品は税関申告書が示すように現代自動車(被告)から Mobis Parts CIS (商標が付された商品の指定ディストリビューター)に、出荷通知書によるとその次に Hyundai Motor CIS (ロシア国内の現代自動車のライセンス保有者)に渡ったが、それ以降の商品の譲渡を確認できる書類はなかったとした。なお、権利者の現代自動車からライセンス保有者まで商品が渡ったこと自体が、たとえ仲介者経由で行われていても、商品が第三者向けに市場に流通されたことをも、販売がなされたことをも確認することにはならないとした。

以上のことから、知的財産裁判所は被告の提示した証拠を不十分とみなし、原告の要求を完全に支持する形で、ロシアの商標登録番号第 108813 号 (HMC HYUNDAI)、第 151190 号 (HYUNDAI COUPE)、第 167883 号 (HYUNDAI H-1) に関し、商品およびサービス国際分類の第 12 類として登録されていた商標の法的保護を終了させる旨の判決を下した。

権利者(被告)から現在(2016年7月時点)のところ、上訴は行われていない。

現在、AVTologistika はトヨタ自動車を相手として、2 件の商標に関し、商標不使用による法的保護の早期終了を求めて知的財産裁判所に訴訟を提起している (事件番号第 SIP-306/2016 号および第 SIP-264/2016 号)。

3. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2016年6月～2016年8月分)

並行輸入

1)2016年3月2日付連邦法第47-FZ号(2016年7月1日発効)に基づく商事訴訟法の改正に伴い、訴訟提起前に行う事前のクレーム(要求)手続が提訴の義務的条件とされた。同改正によって、法律あるいは契約で異なる条件が設定されていない限り、提訴予定の相手方に対するクレーム(要求)が提出されてから30暦日が経過後に初めて正式に提訴ができる(商事訴訟法第4条第5項)。

義務付けられた事前のクレーム(要求)手続は、並行輸入業者に対しても適用される。並行輸入業者に対して正式に訴訟を提起する前に、まず並行輸入業者宛にクレーム(要求)を実施しなければならない。他方、並行輸入業者はこの30日間を利用して、権利者の許可を得ずに無断で輸入したとされる対象商品を保税倉庫から引き取ることができる。従って、引き取り後の商品の所在の究明が困難になる場合も出てくると予想される。

上記を踏まえると、提訴が成立するまでに裁判所が命じる差し止めによる救済が必要となるが、差し止めによる救済を命じる慣行は始まったばかりに過ぎない。

2)6月7日、知的財産裁判所(破毀審)は、「Hypertherm, Inc.(原告)」が「UralSpetsStal

(被告)」に対して提起した訴訟の中で、商品あるいはメーカーを識別できる、もしくは商品の性質を示すような記載が税関申告書に含まれたときは、その記載自体を商標権侵害の証拠とみなすことはできないとの見解を示した(案件番号第A60-32983/2015号)。

加えて、税関申告書は商品の宣伝もしくは販

売オファーのために利用する書類には該当しないとされた。

商標

1)8月1日、知的財産裁判所(破毀審)は、ウェブサイトにおける知的財産権の対象物の無断使用の責任は、当該ウェブサイトの管理人と、当該対象物を実際にアップロードした者の両方が負うとの見解を示した(案件番号第A40-173379/2015号)。

2)8月3日、知的財産裁判所(破毀審)は、ドメインネームの一部としての商標の利用を巡る裁判において、ドメインネームの登録日と商標の優先日のいずれが先だったかを特定することに本質的な重要性がないとの見解を示した(案件番号第A41-81997/2015号)。

3)8月5日、知的財産裁判所(破毀審)は、知的財産権の侵害に対する永久かつ普遍的な救済方法は得られないとの見解を示した(案件番号第A48-4051/2015号)。

特定の者に対し、不特定期間、知的財産権の使用を禁止する救済を求める抽象的な訴えがあったとき、裁判所は法の運用(司法行為)としてそれを支持しないとした。裁判官は、次に発生する法的侵害に対しては、何らかの抽象的・普遍的な救済に基づいた執行命令書ではなく、新たな裁判審理をもってのみ救済が得られるため、こうした訴えを満たした場合、判決の執行可能性原則の違反に当たるとの見解を示した。

4)8月10日、知的財産裁判所(破毀審)は、家庭用衛生用品大手メーカー「Procter & Gamble(原告)」がロシアの大手洗剤メーカー「Nefis Kosmetiks(被告)」に対して商標「SORTI」を利用した商品の製造停止、損害

賠償を求める訴えを退けていたタタルスタン共和国商事裁判所(第一審)、第11商事控訴裁判所(第二審)の判決を支持する判決を下した(案件番号第A65-3367/2015号)。

原告は、被告の製造する商標「SORTI」が付された商品のパッケージは、(原告が権利者である)「FAIRY」ブランドのパッケージに混同しやすいほどに類似しているため、原告の知的財産権侵害に該当すると主張していた。

裁判所は、被告が製造する商標「SORTI」が付された商品のパッケージは、原告のものと同じとは考えられないとした。「SORTI」という標識は被告の商品の主要なシンボルであり、消費者としては二つを混同する可能性は低いとした。加えて原告から、被告の行為により著しい悪影響を受ける恐れがあるとの主張を裏付ける何らの証拠も提出されなかったとした。

意匠

6月3日、第9商事控訴裁判所(第二審)は、「Dyson Technology Ltd(原告)」の「Golder Elektroniks など計3社(被告)」に対する、コードレス掃除機 Vitek VT-1885B 型の販売、販売オファーおよびその他の方法での市場流通を禁止する要求を支持する判決を下した(案件番号第A40-196306/2015号)。

原告は、当該掃除機が原告の意匠登録番号第81235号に基づく掃除機に類似していると主張していた。両方の掃除機の本質的特徴を比較したところ、Vitek には、消費者の受ける全体的な印象として意匠登録番号第81235号と同一のものと考えさせる数点の特徴が存在することが、消費者を対象にした調査によって確認された。同調査では、回答者の約半数が、当該登録済み意匠と Vitek VT-1885B 型の掃除機とが類似しているという全体的な印象を受けていることが判明した。また、大多数の消費者から、間違っただけで当該登録済み意匠に基づく掃除機の代わりに Vitek VT-1885B 型の掃除機を購入したかもしれないとの回答があっ

た。

知的財産裁判所の活動

7月5日、知的財産裁判所は、「知的財産権を巡る紛争解決に向けた事前手続の義務化」をテーマにラウンドテーブルを開催した。法務省経済法局デニス・ノヴァク副局長、知的財産裁判所ウラジミール・コルネエフ副長官、連邦知的財産局(ロスパテント)リュボフ・キリイ副長官、最高裁判所法律制度化・判例分析局オリガ・ポトラシュコワ副局長、ビジネス界代表による基調講演が行われた。

ラウンドテーブルの開催目的は、連邦法案「ロシア連邦民法第4部第1252条および第1486条並びにロシア連邦商事訴訟法第4条改正について」の改善に関する提言を議論することであった。同改正案はロシア連邦法務省および知的財産裁判所が共同で作成したもので、ドミトリー・メドヴェージェフ首相兼ロシア経済近代化・革新型発展に関する大統領付属評議会議長長の指示(2015年2月17日付同評議会議事録第1号第5項)に基づくものである。

改正案の改善提言の目的は、知的財産権を巡る裁判に関する争議件数を減らすことにある。従って、知的財産権侵害および不使用による商標の法的保護の早期終了を巡る裁判について事前手続の導入が提案された。

税関による知的財産権保護

ユーラシア経済委員会はユーラシア経済連合域内への並行輸入について、関連条約への改正案作成作業を進めている。以前、連邦反独占局のイーゴリ・アルテミエフ長官は、2016年以内に並行輸入が合法化される見通しについて言及していたが、専門家によると、実際には年内に並行輸入が合法化される可能性は低くなっている。

連邦反独占局のアンドレイ・カシェヴァロフ副長官によると、ロシアは現在、薬品、医療機器および自動車部品の並行輸入合法化を優

先的に進めている。

インターネット上の知的財産権侵害対策

6月21日～28日、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(ロスコムナゾル)によって、オンラインカジノやノミ屋など、賭博関連の計118のウェブサイトがブロックされたサイト一覧に追加された。ウェブサイトとミラーサイトの両方がブロックされた。同サイト一覧には、カジノやノミ屋の情報が提供されるドメインネームも登録されている。

反独占局による知的財産権保護

1)連邦反独占局は8月15日、ロシアの携帯電話大手 Mobilnye Telesistemy が同じくロシアの携帯電話大手 Megafon との間で不正競争をしていたとの決定を下した(2016年8月15日付連邦反独占局決定第1-14-67/00-08-16号)。Mobilnye Telesistemy の小売チェーン店で、コーポレートカラーや商標など Megafon のコーポレートアイデンティティを模倣し、可視的に同一なスターターパックやSIMカードを販売していた。

2)8月19日、第9商事控訴裁判所(第二審)は、2015年9月18日付連邦反独占局決定および指示第1-14-21/00-11-15号の内容を支持したモスクワ市商事裁判所(第一審)の判決に対する Google Inc.の上告を棄却した(事件番号第A40-240628/2015号)。

連邦反独占局は、前述の決定および指示の中で、Google Inc.の活動が連邦法「競争保護について」に違反しているとの見解を示した。具体的には、反独占局から Google Inc.に対して、Google Play を製品にインストールしたいメーカーに対して Google の競合相手のアプリケーションのプリインストールを禁止してはならないこと、並びに原告が Google Play を利用するユーザーに対してモバイルデバイスのメインスクリーンに Google をデフォルト設定としてインストールすることを要求してはならないこ

とが指摘された。

更に連邦反独占局は、Google Inc.およびその子会社の Google Ireland Limited に対し、4億3,800万ルーブル(約663万6,000ドル)の罰金を科した。

法令の新規制定、改正等

- 6) 連邦知的財産局(ロспаテント)は、一部の外国で導入されているように、発明者に対し、特許の暫定出願や暫定特許の取得に関するオプションを付与する可能性について業界関係者から意見を聴取した。ロспаテントによると、特許の暫定出願は、発明もしくは実用新案について簡易手続きでかつ低コストで優先権を取得することを可能にする。暫定特許というオプションは、技術の商業化を促進し、当該技術が市場に流通するまでのリードタイムの短縮につながるほか、発明者にとっては特許取得前にロイヤリティーを受取ることを可能にする。
- 7) 2016年5月15日付経済発展省命令第315号(2016年8月14日発効)は、発明の国家登録および特許付与に関する行政規則の改定版である。
http://www.rupto.ru/docs/regulations/pr_minek_315
- 8) 2016年6月10日付経済発展省命令第371号(2016年7月26日発効)は、発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、登録済み集積回路配置およびソフトウェア、データベースの譲渡契約の国家登録について規定している。
http://www.rupto.ru/docs/regulations/pr_minek_371
- 9) 2016年6月23日付連邦法第208-FZ号『連邦法「情報および情報技術、情報保護

に関して」および行政違反法改正に関して』に基づき、2017年1月1日から、マスコミの報道記事を引用した場合、ニュースアグリゲーターのオーナーは責任を免れる趣旨の規定が発効する。同規定は、ニュースアグリゲーターがマスコミの記事を文字通りに引用した場合で、当該マスコミの特定およびマスコミ法違反の責任追及が可能な場合に適用される。

- 10) 2016年7月3日付連邦法第244-FZ号「ロシアの国税法第1部および第2部の改正に関して」は2017年1月1日に発効する。通称「グーグル税法」としても知られるもので、ロシアの顧客向けに電子サービスを提供する外国企業もしくはその仲介業者がロシアで付加価値税を納付することを規定している。連邦税務局はウェブサイト上 (<http://lkio.gnivo.ru/en>) で、外国企業がログインし納税者として登録できる特別エリアの運用を開始した。
- 11) 2016年7月6日付連邦法第374-FZ号「追加的なテロ対策および公共安全確保の目的での連邦法『テロ対策に関して』及びその他の連邦法に導入される改正に関して」が採択され、一部を除き2016年7月20日に発効した。当該連邦法は通信サービスを提供する事業者に対し、ロシア

連邦政府の定める期間(但し6ヵ月以内)の間、電話通話の録音および文章によるメッセージなど保管することを義務付けている。この特定の規制は2018年7月1日から発行する。同法は更に、認定されていない暗号化装置の使用を禁じている。但し、ロシア連邦保安局は暗号化装置の証明義務は、国家秘密が伝達される場合にのみ適用されると明確化している。したがって、一般顧客同士で使う Telegram や WhatsApp のようなメッセージングの場合には伝達されたデータが国家秘密として分類されない限り暗号化装置の証明義務は生じないとのことである。この内容は第4部(p.11～)で詳細を考察する。

- 12) 8月22日、権利者は模倣品を販売するオンラインショップをブロックするよう提案した。本提案は、ロシア連邦上院(連邦議会)で開催されたオンライン越境貿易に関する公聴会の席上、政府関係者や業界の代表の出席の下で行われた。2016年第1四半期だけで14億ルーブル相当の模倣品1,330万点が摘発されている。権利者は、オンラインショップは自主調整組織(SRO: Self-regulating organization)に加入し、販売業者からクレームがあった場合にSROを通じて当該商品を削除する仕組みを構築することを提案している。

4. 今回の話題②: 2016年7月6日付連邦法第374-FZ号「追加的なテロ対策および公共安全確保の目的での連邦法『テロ対策に関して』およびその他の連邦法に導入される改正に関して」におけるインターネット・プロバイダー関連新規規定

2016年7月6日付連邦法第374-FZ号「追加的なテロ対策および公共安全確保の目的で連邦法『テロ対策に関して』およびその他の連邦法に導入される改正に関して」が、一部の規定を除き、2016年7月20日に発効した。

同連邦法により、複数の法令が改正された。同改正の中には、法執行機関の権限拡大、通信業における情報保管および暗号化に対する新たな要求、並びに福音伝道活動に対する規定(特に非宗教的環境における布教活動の禁止)などが含まれている。

改正の中でも、ここではインターネット・プロバイダー(注)に関する以下の新規規定を取り上げることにする。

1. 2018年7月1日以降、インターネット・プロバイダーは、インターネット・ユーザーによるテキストメッセージ、通話内容、画像、音声、ビデオやその他の電子メッセージなどを、それらの受信、送信、伝達および(または)処理後6カ月間、ロシア国内に保存することを義務付けられる。

前述の改正が発効するまでは、インターネット・プロバイダーはユーザーによるテキストメッセージ、通話内容、画像、音声、ビデオなどの受信、送信、伝達および(または)処理の事実に関する記録およびユーザーに関する情報のみを、当該行為完了後1年間保存する義務を負う。

保存されるべき情報、保管場所および保管に関する関連規則、捜査活動あるいは安全保障を所管する国家機関への情報提供手続、さらには当該情報の保管に関連するインターネット・プロバイダーの諸活動を管理するための手続並びに当該管理を実施する政府機関については、ロシア政府が決定することになっている。

現状、関連内容を規定する連邦政府決定として、2014年7月31日付連邦政府決定第759号があるものの、連邦法の要件に適合させるために修正が必要になっている。

2. 2016年7月20日以降、インターネット・プロバイダーが受送信、伝達および(または)処理されたEメールのコード化・暗号化を実施する場合には、同インターネット・プロバイダーは連邦保安局に対しそれらの解読のために必要なコード・暗号法を提供しなければならない。

連邦保安局に対し、受送信、伝達および(または)処理されたEメールの解読に必要な情報を提供することを義務付ける規則として、2016年7月19日付連邦保安局命令第432号(2016年8月23日発効)がある。

当該命令により、インターネット・プロバイダーは、連邦保安局の要求があった際、当該解読に必要な情報提供を義務付けられている。当該要求は、当該権限を有する国家機関が書留郵便にて通達することになっている。

インターネット・プロバイダーは解読に必要な情報を電子媒体で郵送するか、Eメールで送達する。

受送信、伝達および(または)処理された電子情報の内容を提供する義務の遂行を怠ったインターネット・プロバイダーは行政責任を問われることになる。当該義務を履行しなかった法人には、行政違反法第 13.31 条第 2.1 項に基づき、80 万～100 万ルーブルの罰金が科されることになる。

(注) インターネット・プロバイダー(インターネットによる情報流通の組織者)とは、インターネットを通じてユーザーの電子メッセージの受送信、伝達および(もしくは)処理を目的および(または)使途とする情報システムの運営および(または)ソフトウェアの運用を確保する活動に従事するものをいう。

(取りまとめ: ジェトロ・サントペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Egorov Puginsky Afanasiev & Partners 社 (<http://epam.ru/eng/>) のパベル・サドフスキー カウンセラー／知的財産保護部門長およびダリア・セルゲエワ シニア弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。